

厚岸町選挙管理委員会告示第20号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条第1項の規定による審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所は、次のとおりである。

令和8年2月1日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

投票区名	地域名	掲示場所
第1投票区	湾月・愛冠	湾月生活館前
第2投票区	有明・梅香・松葉(1～3丁目)・若竹(1～3丁目)	厚岸町社会福祉センター前
第3投票区	松葉(3丁目一部)・ 若竹(3丁目一部)・奔渡(1丁目)	消防職員駐車場フェンス
第4投票区	奔渡(2～4丁目)	漁協倉庫横道路沿い
第5投票区	奔渡(5丁目～)	第1分団前
第6投票区	筑紫恋	中央公民館筑紫恋分館前
第7投票区	床潭	床潭地区漁村センターフェンス
第8投票区	末広	旧生活館横フェンス
第9投票区	トライベツ	トライベツ地区集会所入口道路沿い
第10投票区	若松	若松地区集会所横道路沿い
第11投票区	糸魚沢	糸魚沢地区集会所前
第12投票区	港町	港町1号公園フェンス
第13投票区	真栄	役場庁舎職員玄関側道路沿い
第14投票区	住の江・山の手	あみか21前道路沿い
第15投票区	宮園1～2丁目	情報館前公園フェンス
第16投票区	宮園1丁目(一部)、3～4丁目・白浜・光栄	旧宮園保育跡地
第17投票区	門静・太田宏陽・乙幌	旧門静へき地保育所フェンス前
第18投票区	苫多・沖万別(一部)・尾幌(一部)	中央公民館苫多分館前道路沿い
第19投票区	尾幌・苫多(一部)・沖万別(一部)	尾幌へき地保育所フェンス
第20投票区	上尾幌	旧上尾幌へき地保育所正面
第21投票区	太田・大別・セタニウシ・ サッテベツ・片無去(一部)	太田へき地保育所フェンス
第22投票区	片無去	片無去地区集会所フェンス